

ポイント

(令和6年度保険料率算定委員会の結果)

第5期中期目標において、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行うこと等とされており、令和6年12月13日に料率算定委員会を開催し、点検を行った。

点検の結果

1. 現行保険料率水準の点検

資金全体の現行料率と理論値がほぼ一致しているが、より望ましい保険料率体系への見直しとして、令和7年度から保険料率を改定することが適当。

2. より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて

主務省が作成した第5期中期目標において、第5期中期目標期間中に、保険料率体系のあり方について、

- ・ ア 資金全体での収支均衡、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと、
- ・ 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること、

が指示されたことなどを踏まえ、主務省及び基金協会と検討を重ね

た結果、長期的に収支均衡を目指すことを旨とし、

- ① 収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりは、現行の資金区分（6区分）
- ② 全ての資金区分に、農業者の経営財務状況に応じた3段階の保険料率を導入
- ③ 農業者の経営財務状況（信用リスク）の判定は、基金協会に導入される保証審査システムに実装されている基金協会システムの全国統一なリスク計量化モデルの判定結果（PDランク）を活用することとした。

<具体的な保険料率の改定にあたっての対応方針>

- ・ 令和7年4月
農家経済安定施設資金の保険料率を $\Delta 0.01\%$ 引き下げ
- ・ 令和8年4月、令和9年4月
全資金、直近の設定保険料率から毎年度 $\pm 0.01\%$ した保険料率を適用（段階別保険料率導入）。
- ・ 令和8年度、令和9年度の実績を踏まえ、令和10年度に再検討
- ・ 令和11年度以降に再改定（予定）

3. 融資保険に係る保険料率の改定について

令和8年度以降に実施する保証保険に係る保険料率の改定に併せて、改定する。

(従来の取扱いどおり、保証保険の1.5倍の水準)

4. 災害特例保険料率の改定について

令和5年度保険料率算定委員会の結果に基づき、基金協会が保証料率を3割超引き下げた場合に災害特例保険料率の対象とすることとし、令和8年度以降に実施する保証保険及び融資保険の保険料率の改定に併せて改定する。

(従来の取扱いどおり、段階別保険料率のうち高位の率から7割引き下げ)

農業信用保険料率に係る令和6年度の点検について

1. 趣旨

保険料率については、第5期中期目標において、

「農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検」

するとともに、第5期中期目標期間中に、保険料率体系のあり方について、

- ① ア 資金全体での収支均衡、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金間のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと、
- ② 農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること、が主務省から指示されたところであり、これらの実施に向けて検討する必要がある。

○独立行政法人農林漁業信用基金第5期中期目標（抄）

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

ア 適切な保険料率の設定

農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

また、中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、当該業務の資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて、保険料率体系の見直しを行う。

その結果に基づき、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を進める。

2. 現行保険料率水準の点検

(1) 保険料率設定の考え方（収支均衡料率）

- ① 保険料率は、収支相等の原則に基づき、ある一定の母集団に係る生涯の保険料と回収金で保険金を支出することを基本とする。
- ② 具体的な保険料率の設定においては、資金毎の性格等を勘案し、いくつかの資金区分に分けて保険料率を算定する。
- ③ 収支均衡料率は、収支相等の原則から以下の理論式により導かれる。

$$\text{保険料率} = (\text{事故率} \times (1 - \text{回収率})) \div \text{残高率}$$

事故率：「保険金支払額÷（償還額（代弁による減少額含む）×0.7）」の直近5ヵ年の平均値

回収率：保険金支払年度以降経過年次毎の回収率（回収金÷保険金支払額）の直近5ヵ年の平均値の経過10年間の累計回収率

残高率：直近5ヵ年の引受に係る累計値（「約定に基づいた毎年度末保険価額残高÷当初引受額」の値の最終償還期限までの累計値）の（単純）平均値に、繰上償還など約定ベースからの乖離を修正するための係数を乗じて得た率

（2）現行保険料率設定の構造

農業信用保証保険においては、現在、資金全体で収支均衡を図りつつ、生活資金は理論値より高い保険料率を設定し、その分で農業資金を理論値より低い保険料率で設定している構造となっている。

（3）現行保険料率水準の点検

- ① 直近（令和5年度）の実績に基づき、上記（1）③の算定式により、収支均衡料率（以下「6年度理論値」という。）を算出したものが表1である。

表1 現行保険料率と6年度理論値の比較

	(単位：%)			(単位：百万円)				
	現行保険料率 (A)	6年度理論値 (B)	料率差 (B-A)	令和5年度 保険引受額	令和5年度末 保険価額残高	資金全体に 占める割合		
資金全体	0.15	0.13	▲0.02	354,743	2,501,114	100%		
特定資金	(現行適用保険料率) 0.08	0.15	0.07	66,849	331,030	13.24%		
農業経営改善資金	信用リスク判定結果にて段階別の料率を設定。 (平均適用料率) 低：0.06 中：0.13 高：0.18			0.07	(参考資金別) 49,888	(参考資金別) 193,388	12.78%	
うち農業近代化資金				0.07	64,777	319,653		89,971
うち公庫転貸資金				0.10	8,082	36,294		
うち農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)				0.18	2,072	11,296		0.45%
うち青年等就農資金				0.18	0	81		0.00%
うち農業改良資金	0.34			0.75	0.41	803	34,616	1.38%
農業経営維持資金	0.18	0.08	▲0.10	102,572	385,243	15.40%		
農業施設資金				96,134	387,132	15.48%		
農業運転資金								
うち家畜等購入育成資金	0.18	0.09	▲0.09	7,156	20,088	0.80%		
うち家畜等購入育成資金 以外の農業運転資金	0.23	0.29	0.06	88,978	367,044	14.68%		
農家経済安定施設資金	0.09	0.01	▲0.08	72,560	1,250,387	49.99%		
農家生活改善資金	0.21	0.08	▲0.13	15,824	112,706	4.51%		

注1 農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金（スーパーS）は、令和2年度の段階別料率導入から令和6年9月末までの保険引受状況を基に平均適用料率を算出している。

また、農業運転資金は、現行保険料率0.18、0.23の二段階のうち、家畜等購入育成資金に0.18、その他の農業運転資金に0.23をそれぞれ適用し、6年度理論値と比較。

注2 農業経営改善資金について、令和5年度理論値までは資金ごとの理論値を表示してきたが、より望ましい保険料率体系に見直すことから、令和6年度理論値から資金全体の理論値を表示し、現行適用保険料率と比較。

注3 「資金全体に占める割合」は、残高ベースの構成比。

② 資金区分ごとに現行保険料率と6年度理論値を見てみると、農業経営改善資金、農業経営維持資金、家畜等購入育成資金以外の農業運転資金については、それぞれ0.07%、0.41%、0.06%現行保険料率より6年度理論値が上回っている。

一方、農業施設資金、家畜等購入育成資金、農家経済安定施設資金、農家生活改善資金については、それぞれ0.10%、0.09%、0.08%、0.13%現行保険料率より6年度理論値が下回っている。

③ 現行保険料率については、

ア 資金全体の現行保険料率（0.15%）と理論値（6年度0.13%）がほぼ一致しているものの、

イ 主務省が作成した第5期中期目標において、保険料率体系のあり方について、中期目標期間内により望ましいものに見直すよう指示されたことを踏まえ、第5期中期目標の最終年である令和9年度より前に導入し、中期目標期間の最終年度を迎えることが自然と考え、令和8年4月以前に適用開始することを目指すこととし、令和5年度から主務省及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）と検討を行ってきたところ、

より望ましい保険料率体系への見直しとして、下記3. のとおり令和7年度から保険料率の改定を実施することが適当と考えられる。

3. より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて

(1) 経緯

① 現行料率体系の課題認識

- ・ 資金全体の収支バランスは取れているものの、生活資金は理論値より高い保険料率を設定し、その差の分を充てる形で農業資金に理論値より低い保険料率を設定しており、生活資金（主に住宅ローン）、農業資金ともに、資金ごとの収支が均衡していない状況。（参考 表1）
- ・ 段階別保険料率を導入している3資金（農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金）について、段階別料率導入時に、優遇料率を適用していた従来の料率体系からの円滑な移行を優先した結果、理論値に比べて低い料率の適用割合が高く、適用している料率の収支バランスが崩れている状況。（参考 表2）
- ・ 基金協会から、生活資金について、保険料率の引下げを求める強い意見が継続的に提起されている状況。

表2 段階別保険料率を導入している3資金の料率区分別適用状況
(令和2年4月～令和6年9月末)

(単位：百万円)

資金区分	低 0.06%			中 0.13%			高 0.18%			計	平均適用料率 (A+B+C) / D
	保険引受額	構成比	引受額×0.06% (A)	保険引受額	構成比	引受額×0.13% (B)	保険引受額	構成比	引受額×0.18% (C)	保険引受額 (D)	
農業近代化資金	196,986	85.6%	118	17,879	7.8%	23	15,254	6.6%	27	230,119	0.07%
公庫転貸資金	34,154	86.7%	20	1,898	4.8%	2	3,327	8.4%	6	39,378	0.07%
農業経営改善促進資金	21,538	62.0%	13	4,509	13.0%	6	8,715	25.1%	16	34,762	0.10%
総計	252,678	83.0%	152	24,286	8.0%	32	27,296	9.0%	49	304,260	0.08%

※1 全体の83.0%で低料率（0.06%）が適用。

※2 この期間の平均適用料率を試算すると、全体で0.08%となり、農業経営改善資金の6年度理論値（0.15%）を下回っている。

※3 構成比%の合計は小数点2位を四捨五入しているため一致しない。

② 第5期中期目標における主務省からの検討指示

上記①の状況を背景に、主務省が作成した第5期中期目標において、第5期中期目標期間中に保険料率体系のあり方について、

- ・ ア 資金全体での収支均衡だけではなく、イ 各資金の収支状況、ウ 各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくこと。
- ・ 借入者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充すること。

が指示されている。

上記①及び②を踏まえ、信用基金としては、農業者の信用を補完する機能を発揮して、農業者に対する経営支援を持続的・安定的に実現するため、農業者（借入者）に対する公平性を確保し、資金ごとの収支の均衡を図る料率設定が必要ではないかと考える。

(2) より望ましい保険料率体系について

より望ましい保険料率体系に向けた見直しとして、令和5年度保険料率算定委員会で示した事項について、主務省との協議、基金協会の全国、地域別の会議において、検討・議論を進めてきた。

これまでの議論の結果として、各区分・資金毎の保険料率は以下のとおりとすることとされている。

① 収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりの単位について

長期的に収支均衡を目指すことを旨とし、また、資金全体で収支均衡させることを前提とするのではなく、資金ごとに収支均衡を確保していくことを目指し、「資金ごと」のまとまりは、現行の資金区分（農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金、農業運転資金、農家経済安定施設資金、農家生活改善資金の6区分）とする。

② 段階別保険料率の導入・拡充の範囲及び段階数について

第5期中期目標において、農業資金に限定することなく、農業者（借入者）の経営財務状況に応じた段階的な保険料率を導入・拡充することを求められていること、各基金協会から生活資金の保険料率について、細分化（段階別保険料率の設定）や引き下げが求められていることなどを踏まえ、令和8年4月から設定・適用開始することとし、原則、段階的な保険料率を適用（導入）する。

また、段階数は、3段階（低、中、高）とし、各段階の設定方法については、以下のとおり基準を定めることとする。

【3段階の設定基準】

ア 中料率：直近の設定保険料率から毎年度±0.01%することにより令和5年

度の理論値保険料率に近づける。(参考 表3)

ただし、農業経営改善資金については、同資金区分に帰属する農業近代化資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金の3資金は段階別(低:0.06%、中:0.13%、高:0.18%)、それ以外(農業改良資金、青年等就農資金など)は、0.18%の保険料率を適用しており、これらの資金をまとめた農業経営改善資金の平均適用料率(令和5年度算定値)が、0.08%になっていることから、基準とする設定保険料率を0.08%とする。

イ 低料率:アの2分の1とする(小数点以下第3位を四捨五入)。

ウ 高料率:アの1.5倍とする(小数点以下第3位を四捨五入)。

表3 より望ましい保険料率体系に向けた基準となる理論値について

(単位:%)

資金区分		令和5年度理論値 (基準)	(参考) 令和6年度理論値
特定 資金	農業経営改善資金	0.12	0.15
	農業経営維持資金	0.69	0.75
農業施設資金		0.06	0.08
農業運転資金			
	うち家畜等購入育成資金	0.06	0.09
	うち家畜等購入育成資金以外	0.28	0.29
農家経済安定施設資金		0.02	0.01
農家生活改善資金		0.08	0.08

※ より望ましい保険料率体系に向けた検討を令和5年度から開始しており、資金をまとめて算出するなど、再計算した令和5年度理論値を基準として保険料率の改定を実施する。なお、令和6年度理論値を基準としても、直近の設定保険料率から毎年度±0.01%近づける方向性は同一である。

③ 農業者の経営財務状況(信用リスク)の判定について

段階的な保険料率の区分けについては、基金協会に導入される保証審査システムに実装されている基金協会系統の全国統一的なリスク計量化モデルの判定結果(PDランク)を活用することを基本とする。

ただし、リスク計量化モデルで判定することが想定されていない(できない)資金として、農家経済安定施設資金のうち事業資金(例:賃貸住宅資金、賃貸業務用施設資金)及び農協保証債務については、段階別保険料率を導入しないこととする。また、その保険料率については、リスクが不明であることとし、高料率を適用する。

※ 農協保証債務については、従前どおり農業経営改善資金に含んで理論値を算定しているため、農業経営改善資金のうち高料率を適用する。

④ 保険料率改定にあたっての措置について

設定保険料率については、農業者に対する経営支援を持続的・安定的に実現するため、農業者(借入者)に対する公平性を確保し、「資金ごと」の収支の均

衡を図る料率が望ましいと考えており、理論値保険料率を設定保険料率とすることが適当と考えられる。

一方、「資金ごと」の理論値保険料率を設定保険料率とした場合、農業運転資金や農業経営維持資金で設定保険料率が高値となり、基金協会が設定する保証料率も高値とする必要が出てくることが想定される。

基金協会からも保証料率が高値になることは、① J A等融資機関に対して説明しにくい、②農業者に納得していただける数値ではない、との意見があったことを踏まえ、急激な保険料率の上昇を抑えることとする。

なお、基金協会から農家経済安定施設資金の早急な改定実施要求があることを踏まえ、農家経済安定施設資金のみ前倒しで、令和7年度から改定（引き下げ）を実施する。具体的な保険料率は、表4のとおりとする。

今後の具体的な保険料率の改定にあたっての対応方針としては、

- ・ 令和7年4月
住宅資金を含む農家経済安定施設資金の保険料率を $\Delta 0.01\%$ 引き下げ
 - ・ 令和8年4月、令和9年4月
全資金、令和5年度の理論値保険料率に近づけるため、直近の設定保険料率から毎年度 $\pm 0.01\%$ した保険料率を適用（段階別保険料率導入）。
 - ・ 令和8年度、令和9年度の実績を踏まえ、令和10年度に再検討
 - ・ 令和11年度以降に再改定（予定）
- とする。

⑤ 基金協会が受け入れやすくなるような措置について

保険料率の設定にあたり、上記④のとおり、基金協会に受け入れやすくなるような措置を講じるため、令和5年度保険料率算定委員会において基金協会が受け入れやすくなるような工夫の例示として、

ア 信用リスクに応じた段階の保険料率から料率を下げる

イ 担保の有無により保険料率に差を設ける

ことを挙げていたが、これらの工夫については、煩雑な事務を要する一方、これを措置する必要がなくなったと考えられることから実施しないこととする。

表4 保証保険に係る改定保険料率（案）

保険種類	資金等区分		保険料率		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
保証 保 険	特定 資 金	農業経営改善資金	年0.06%、年0.13% 又は年0.18%（災害特例あり）	年0.05%、年0.09% 又は年0.14%（災害特例あり）	年0.05%、年0.10% 又は年0.15%（災害特例あり）
		農業経営維持資金	年0.34%（災害特例あり）	年0.18%、年0.35% 又は年0.53%（災害特例あり）	年0.18%、年0.36% 又は年0.54%（災害特例あり）
	農業施設資金		年0.18%（災害特例あり）	年0.09%、年0.17% 又は年0.26%（災害特例あり）	年0.08%、年0.16% 又は年0.24%（災害特例あり）
	農業運転資金		年0.18%又は年0.23%（災害特例あり）	・家畜等購入育成資金 年0.09%、年0.17% 又は年0.26% （災害特例あり） ・上記以外の資金 年0.12%、年0.24% 又は年0.36% （災害特例あり）	・家畜等購入育成資金 年0.08%、年0.16% 又は年0.24% （災害特例あり） ・上記以外の資金 年0.13%、年0.25% 又は年0.38% （災害特例あり）
	農家経済安定施設資金		年0.08%	年0.04%、年0.07% 又は年0.11%	年0.03%、年0.06% 又は年0.09%
	農家生活改善資金		年0.21%	年0.10%、年0.20% 又は年0.30%	年0.10%、年0.19% 又は年0.29%
	農協保証債務		年0.18%	年0.14%	年0.15%

4. 農業融資保険に係る保険料率水準について

(1) 保険料率水準について

① 融資保険の保険料率についての理論値については、保証保険に比べて母集団が小さい（令和5年度末現在保険価額残高：融資保険 37件 54億円、保証保険（農業資金）361,081件 1兆1,387億円）ことから、保険金支払や回収金が毎年度発生しないので、年度で平準化されず、また、保険事故が発生した場合には高額な保険金支払となる場合が多い。

このため、事故の有無により事故率は大きく変動し、回収率も回収の有無や金額の多寡により大きく変動することから、理論値の算出にはなじまない状況である。

② このため、これまで、融資保険の保険料率については、融資保険の実績が少なく母集団が小さいことから、安全割増として、保証保険に対応する保険料率区分の 1.5 倍程度の水準としてきたところである。

(2) 保険料率の取扱い

融資保険の保険料率は、上記 3. の保証保険における保険料率の変更に併せて、従来の取扱いどおりの保証保険の 1.5 倍の水準とすることとし、令和 8 年度以降から表 5 のとおりとすることが適当と判断される。

表 5 融資保険に係る改定保険料率（案）

保険種類	資金区分		保険料率		
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度以降
融資保険	特定資金	農業経営改善資金	年 0.09%、年 0.20% 又は年 0.27% (災害特例あり)	年 0.08%、年 0.14% 又は年 0.21% (災害特例あり)	年 0.08%、年 0.15% 又は年 0.23% (災害特例あり)
		農業経営維持資金	年 0.51% (災害特例あり)	年 0.27%、年 0.53% 又は年 0.80% (災害特例あり)	年 0.27%、年 0.54% 又は年 0.81% (災害特例あり)
	農業施設資金		年 0.27% (災害特例あり)	年 0.14%、年 0.26% 又は年 0.39% (災害特例あり)	年 0.12%、年 0.24% 又は年 0.36% (災害特例あり)
	農業運転資金		年 0.27% 又は 年 0.35% (災害特例あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等購入育成資金 年 0.14%、年 0.26% 又は年 0.39% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.18%、年 0.36% 又は年 0.54% (災害特例あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等購入育成資金 年 0.12%、年 0.24% 又は年 0.36% (災害特例あり) ・上記以外の資金 年 0.20%、年 0.38% 又は年 0.57% (災害特例あり)

5. 災害特例保険料率の改定について

(1) 経緯

令和 5 年度保険料率算定委員会の結果に基づき、災害特例保険料率について、対象災害及び対象資金の見直しは、令和 6 年 4 月以降の災害特例の申請から、借入者の罹災実態の確認は、令和 6 年 4 月以降に災害特例申請を応諾した案件からそれぞれ実施してきた。

保険料率の変更については、上記 3. のより望ましい保険料率体系に向けた見直しに合わせて実施することとされていた。

(2) 災害特例保険料率について

令和5年度保険料率算定委員会の結果に基づき、基金協会が保証料率を3割超引き下げた場合に災害特例保険料率の対象とすることとし、災害特例保険料率については、表6のとおり、上記3. 及び4. の保険料率（従来どおり段階別保険料率のうち高位の率を基にする）から7割引き下げることとする。

表6 災害特例に係る改定保険料率（案）

ア 保証保険

資金区分		保険料率の災害特例			
		令和7年度		令和8年度	令和9年度以降
		基本の保証料率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合	基本の保証料率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.13%	年0.05%	年0.04%	年0.05%
	農業経営維持資金	年0.24%	年0.10%	年0.16%	年0.16%
農業施設資金		年0.13%	年0.05%	年0.08%	年0.07%
農業運転資金		年0.13%又は年0.16%	年0.05%又は年0.07%	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等購入育成資金 年0.08% ・上記以外の資金 年0.11% 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等購入育成資金 年0.07% ・上記以外の資金 年0.11%

イ 融資保険

資金区分		保険料率の災害特例			
		令和7年度		令和8年度	令和9年度以降
		基本の貸付利率からの引下げ幅が30%以下の場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合	基本の貸付利率からの引下げ幅が30%を超える場合
特定資金	農業経営改善資金	年0.20%	年0.08%	年0.06%	年0.07%
	農業経営維持資金	年0.36%	年0.15%	年0.24%	年0.24%
農業施設資金		年0.20%	年0.06%	年0.12%	年0.11%
農業運転資金		年0.20%又は年0.24%	年0.08%又は年0.11%	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等購入育成資金 年0.12% ・上記以外の資金 年0.16% 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等購入育成資金 年0.11% ・上記以外の資金 年0.17%

6. 今後のスケジュールについて

【令和6年度】

- 基金協会の全国、地域別の会議で説明
 - ・ 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」及び「農業保証保険約款」に係る改正を説明
- 運営委員会で「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の変更案を審議
- 主務省に対し「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の認可申請

【令和7年度】

- 令和7年4月から農家経済安定施設資金の保険料率を0.08%で適用開始
- 新たな保険料率に向けて基金協会での準備期間

【令和8年度】

- 令和8年4月からより望ましい保険料率体系による新たな保険料率を適用開始

【令和9年度】

- 令和9年4月から新たな保険料率を適用開始